

令和3年6月21日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社サンキュート
業者の住所：愛知県名古屋市中村区黄金通7-21-1
- 指名停止措置期間：令和3年6月21日から令和3年9月20日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事実概要：
（株）サンキュートは、令和3年5月13日開札の中部地方整備局発注「令和3年度 中部地方整備局PSカード発行事務処理業務」の一般競争入札において、落札決定後に契約辞退を申し出た。
辞退理由の事実確認を行ったところ、誤った金額で入札を行い落札に至ったが、落札金額では当該業務の履行が困難となったものである。
- 指名停止措置理由：
（株）サンキュートが落札決定後に契約辞退を申し出たことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
よって、本件については指名停止3ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ、名古屋港記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長 吉村 健

電話 052-209-6316(ダイヤル)